

あかあか

- 2面 法教育Q&A出版! / ベトナム司法事業記念賞の受賞
- 3面 守られていますか? あなたの人権/ 訟務とは?
- 4面 赤れんがまつり/ 身近な法的トラブル、法テラスで解決への道案内をいたします



http://www.moj.go.jp/k/index.html

2007 July Vol.19

法務省大臣官房
秘書課広報室
Tel:03-3580-4111(代)

法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/>

「社会を明るくする運動」

「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。



1 「社会を明るくする運動」って?

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で57回目を迎えます。

2 地域の力が犯罪や非行を防ぐ

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースが報道されていますが、安全で安心な暮らしは国民みんなの望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化すること、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、それだけで十分でしょうか。取り締まりや処罰とともに、立ち直ろうと決意した人を受け入れることや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域をつくることも、とても大切なことです。

3 「社会を明るくする運動」に、みんなの参加を

犯罪や非行をする人がいない、あやまちからの立ち直りを支えていける地域社会をつくる、そのためには、一部の人次だけでなく、地域に住むすべての人がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。7月の強調月間を通じて、犯罪や非行のない地域をつくるために、国民一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

4 今年のキーワードは「おかえり。」

あやまちから立ち直ろうとする決意を、地域の中でまっすぐに受け入れることの必要性を多くの人に知ってもらいたい。そういう想いを込めて、今年も「ふだんから使われている、温かい言葉「おかえり。」をキーワードとして、このメッセージを伝えていきます。

5 どんな行事があるの?

中央行事として次の行事を予定しています。

※各地域の行事予定については、各都道府県の保護観察所までお問い合わせください。

1 匠に学ぶワークショップ in 東京藝術大学 Vol.15

期日 平成19年8月4日(土)
場所 東京藝術大学
上野キャンパス
主催 東京藝術大学
「社会を明るくする運動」
中央実施委員会
「社会を明るくする運動」
東京都実施委員会及び
同台東区実施委員会

本年は、鍛金教室、デザイン教室、音楽教室の3講座で、台東区内の小学5・6年生親子を対象としたワークショップを開催します。



●前年のワークショップの様子

2 「社会を明るくする運動」協賛「有芽の会」

期間 平成19年7月11日(水)～16日(月・祝)
場所 西武アートフォーラム(池袋西武本館6階)
主催 西武百貨店
後援 法務省
日本更生保護協会
日本更生保護女性連盟

次代を担う、日本美術院所属の若手日本画家による研究発表展です。更生保護に深い理解を示されている平山郁夫画伯の呼びかけの下に、今年で22回目を迎えます。

◆ 広報ビデオ「ドキュメント 立ち直ること、支えること、出会うこと」

この作品は、「立ち直り」を図ろうとしている人、そして地域社会で立ち直りを支えようとしている人々の姿から、何が必要とされているのか、私たち一人ひとりに何ができるのかを考えていくドキュメンタリーです。
人は一人では生きていけません。「支え」があってこそ更生への道を歩き出せるということ、一人でも多くの方に知ってもらいたい…。そんな思いから、この作品を制作しました。



※各都道府県の保護観察所で貸し出ししているほか、インターネットサイト「ポリスチャンネル」(<http://www.police-ch.jp/>)で見ることができます。

◆ 作文を書いて「社会を明るくする運動」に参加

小・中学生のみなさんが「社会を明るくする運動」の理解を深めるきっかけになれば、と毎年「作文コンテスト」を実施しています。昨年は、13万点以上の応募がありました。家庭や学校など、普段の生活で体験したことを作文にして応募してみませんか。

応募締め切り ● 平成19年9月上旬頃(都道府県ごとに異なる)
応募先 ● 各都道府県の「社会を明るくする運動」実施委員会まで

昨年の法務大臣賞(最優秀賞)受賞作品(法務省のHPで読むことができます)
◆小学生の部 「少しの勇気で世界が変わる」山形県・井上 鈴さん
◆中学生の部 「温かい町」静岡県・山下 綾さん



「社会を明るくする運動」の詳細等については、ホームページをご覧ください。
www.moj.go.jp/HOGO 又は、www.kouseihogo-net.jp

裁判員制度広報

平成21年から裁判員制度がスタートします。法務省・検察庁では、裁判員制度に対する国民のみなさんの疑問や不安を解消し、裁判員制度をもっと身近に感じていただけるよう、全国各地で説明会を行ったり、ホームページに裁判員制度のコーナーを設けたり、様々な方法でたくさんの方にご理解いただける広報活動に取り組みしております。



今回は、大人だけでなく、子供にも裁判員制度を知ってもらうため、先日全面リニューアルされたばかりの「きつずるーむ」をご紹介します。法務省ホームページのトップ画面から「きつずるーむ」のボタンをクリックし、次に「きつずるーむ」のページで「裁判員制度ってなに?」のボタンをクリックすると、カラフルでかわいらしいキャラクターが裁判員制度の説明を始めていきます。

この「裁判員制度ってなに?」のコーナーは、いくつかの選択肢の中から自分が知りたいことを選びながら、子供が自分のペースでアニメを進めることができます。例えば、最初

「裁判員制度を知っている」「裁判員制度なんて知らない」のどちらかを選択することから始まります。アニメが進んでいくと、今度は裁判員制度について「なんで裁判員制度ができたの?」「裁判員の仕事をどうやって選ばれるの?」の3つの中から知りたいたいことを選べます。どれを選んでもしっかりと丁寧な説明でアニメが進みます。○×形式の16問のクイズも用意されており、○か×か思ったほうをクリックすると、キャラクターによる答えの正誤と解説が1問ごとに出てきます。16問すべてに答え終わると、正解の数によってキャラクターのコメント内容が変わってくるなど、ゲームをしている感覚で楽しみながら裁判員制度を学ぶことができます。もちろん、子供に限らず、裁判員制度が「難しい」というようなイメージをもっている方、これから裁判員制度の内容を知ろうとされている方など、どなたでも裁判員制度について楽しく、わかりやすく説明している「きつずるーむ」の裁判員制度コーナーは気軽に覗いていただけます。

「きつずるーむ」では、裁判員制度コーナーのほかに「法テラス」や「子供の権利110番」など、子供にも知ってもらいたい制度や法務省の仕組みをクイズやQ&A形式などでわかりやすく掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧になってみてください。





法教育Q&A出版!

法教育博士の研究室には、いつも来客が絶えません。今日も、法教育授業をやってみようという中学校教員・国野基先生がやってきました。



はじめての法教育

博士 国野先生、どうかしましたか。随分悩んでいるみたいですね。

国野 分かりませんが。実は、今度私のクラスで法教育をやってみようと思ってるんですが、準備ができていないところなんです。

博士 ほう。それは素晴らしい。それで法教育研究会の「はじめての法教育」の本を手にとっておられるんですな(↓あかれんが第11号参照。http://www.nmj.go.jp/KANBOU/KOHOSHI/2005-11.pdf)。

国野 そうなんです。「はじめての法教育」には、4つの教材例(ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法が収録されていて、詳細な指導計画もついているので、だいたいの授業のイメージはつかめました。でも、私は法律のことをよく知らないもので、いつもどおりの自分らしい授業ができるか、どうも自信が持てないんです。博士、何かいいアドバイスはありませんか。

法教育Q&Aの出版

博士 なるほど。そんな先生にびつたりの本がありますよ。「はじめての法教育Q&A」という、書店でも入手できる最新刊の本です。

国野 本当ですか?どんな本ですか?
博士 この「はじめての法教育Q&A」は、法務省で平成17年5月に発足した、法教育推進協議会が検討を重ねて、完成したものです。特に「はじめての法教育」に取り組もうという教員の方々に向けてつくられたんです。

国野 じゃあ、私にびつたりですね。でも、どうしてQ&Aをつくることになったのですか?

博士 これまで、実際に法教育授業を行った学校や教員の方々からも、法教育の意義と4つの教材例は高い評価を受けてきたところなんです。でも、他方では、「法は難しいもの、近寄りがたいもの」という先入観からか、法教育に取り組むことにためらいを感じる教員の方々もおられるようです。

そこで、法教育推進協議会は、発足以来、法教育研究会の検討の成果を引き継ぎ、法教育の実践の在り方について研究し、現場での取組みを支援してきたこともあって、4つの教材例に関して現場から寄せられた疑問や意見を踏まえて、できるだけ平易で実践的な教員向けQ&A集を作成したのです。

どうですか、国野先生のお悩みも法に対する先入観から来たのではないですか?

国野 まったく図星です。「はじめての法教育Q&A」はまさに今の私にびつたりのものに思えてきました。

博士 本の全体の構成としては、4つの教材例を再掲した上で、Q&A編において、教材例の流れに沿って、特に誤解されやすい点、注意すべき点を指摘するとともに、わかりにくい法概念をかみくだいて生徒に教える工夫等が示してあります。国野先生のように「はじめての法教育」に取り組む方は、まず教材例に目を通してから、わかりにくかった点を中心にQ&Aを読むといいでしょう。Q&Aの内容は、近日中に法務省のホームページにも掲載される予定のようです。

具体的な内容を少し紹介すると、「ルールづくり」と生徒の規範意識(Q8)、契約に伴う責任を理解させる工夫(Q48)、多数決の意義を説明



「はじめての法教育Q&A」

法教育授業DVD

国野 でも、授業のイメージづくりのため、実際に法教育授業を行っている方に、授業の進め方を聞いてみたいのですが。

博士 それもいいですが、Q&Aの巻末に、DVDが付いているのでしよう。これは、実際に行われた法教育授業の映像を中心に、各教材の利用方法を解説するものです。これを見れば、授業のイメージづくりに役立つと思いますよ。

国野 なるほど。いたらり尽くせりですね。

法教育にチャレンジ!

国野 博士、なんだか法教育授業をする自信がわいてきました!急いで「はじめての法教育Q&A」を入手して、万全の態勢で鋭い授業をやろうと思いませんか。合言葉は「急&鋭」なんてどうですか?

博士 随分元気にになりましたね。その意気です。しかし、法教育は自由で公正な社会のルールである法の大切さを実感として理解し、身につけることを目指すものですから、じっくりやる必要があるんです。むしろ「久&栄」の精神でやりましょう。

国野 分かりました。ありがとうございます!

法整備支援活動とベトナム司法事業記念賞の受賞



ベトナム司法事業記念賞メダル

ベトナムへの法整備支援活動

法務省は、ベトナムから法整備支援の要請を受け、平成6年(1994年)から、同国司法省職員らに対して、日本の民事法制度の概要を紹介する研修を行うなどの支援にかかわり、同8年(1996年)には、国際協力事業団(同15年(2003年)独立行政法人国際協力機構(JICA)に再編)が実施する法整備支援プロジェクトが開始され、法務総合研究所がそのプロジェクトに協力して活動しています。

支援活動への協力態勢

法務総合研究所では、他の国々からの法整備などの支援要請の増加に対応するため、平成13年(2001年)にベトナムをはじめ市場経済化を進めるアジア地域の国々に対し、主に民事法分野の法整備支援を専門的に行う『国際協力部』を新たに設け、JICA等と協力しながら、民法や民事訴訟法などの法令の起草支援や、裁判官などの法律家を育成する法曹養成支援などの法整備支援活動を行っています。

具体的な活動内容

国際協力部では、最高裁判所などの協力を得て、平成12年(2000年)から継続して検察官及び裁判官出身の教官をJICA長期専門家として現地に派遣してきました。派遣されたJICA長期専門家は、1年以上現地に滞在し、法律アドバイザーとして、司法省をはじめ、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家司法学院、ベトナム国家大学ハノイ校などの機関を対象に、各種の法律等の起草や新しい法律を適切に運

支援活動の成果

ベトナムにおいては、平成16年(2004年)6月に破産法と民事訴訟法が、同17年(2005年)6月に改正民法がそれぞれ国会で可決成立し、施行されるという支援活動の大きな成果を挙げています。

ベトナム司法大臣から司法事業記念賞を受賞

これまで派遣された歴代長期専門家の活動をはじめ、長年にわたる法務省のベトナムに対する

る法整備支援活動が高く評価され、本年3月28日、ベトナムにJICA長期専門家として、平成16年(2004年)5月から本年(2007年)3月末までの間、派遣され、法整備支援活動を行ってきた森永太郎国際協力部教官(現東京地方検察庁検事)に対して、ベトナム司法大臣からベトナム司法事業記念賞(司法大臣決定第395号)が授与されました。この記念賞は、2005年に創設された司法省の中で最高位の名誉ある賞であり、日本人としては森永教官が初めて受賞しました。



授賞式の様子(森永教官は左から2人目)

これからのベトナムへ

本年(2007年)4月からは、ベトナムに対して、法律の運用体制の強化や法律家養成支援に重点を置いた取組のほか、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正や行政訴訟法の起草支援等と内容とする新たなJICA法整備支援プロジェクトが開始されたことから、国際協力部では、このプロジェクトに協力して、森永教官の後任の長期専門家を派遣するとともに、これらの支援に積極的に取り組んでいきます。

ベトナム以外のアジア諸国へ

これまでJICA等と協力してベトナムのほか、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシアなどの国々に対して法整備支援活動を行い、いずれの国々からも高い評価を受けるとともに大変感謝されています。国際協力部では、これからアジア地域の国々に対し、相手国のニーズに合った知識・技術・情報を提供したり、法律家を育てる法整備支援の活動に精力的に取り組んでいきます。



社会復帰調整官



とって、社会復帰は困難が伴います。しかし、病院や保健所にとまらず多くの方々の理解や協力を得ながら支援を行えることに、大きなやりがいを感じています。

国民のみなさんに対するメッセージ

精神の障害を持つ上に、他人に害を及ぼす行為を行ってしまった人が社会復帰し地域社会で生活するには、本人の努力だけでなく、多くの協力者が必要です。一人でも多くの方に精神の病気を理解していただき、誰もが安心して生活できる社会にしていきたいと考えています。

仕事をしながら、嬉しかったこと、苦労したこと

本人の支援には、きめ細かい対応や長い時間、多くの関係機関との連携が必要ですが、福岡保護観察所(本庁)の社会復帰調整官は、現在一人です。そのため、社会復帰調整官

として十分な支援を提供できているのかどうか悩むことがあります。しかし、対人関係が苦手な本人から相談を受け、病院スタッフと話し合った結果、明るい表情でデイケアに通うようになった姿や、一人暮らしできちんとした食事ができていた人が、地域の訪問看護やホームヘルパーの方から料理を教わるなどの支援を得て、「おいしく食事ができるようになった」と喜ぶ姿に出会えるのは、本当に嬉しいものです。



社会復帰調整官

社会復帰調整官の仕事内容

全国50か所の保護観察所では、平成16年度から社会復帰調整官を配置して、精神の障害のために善悪の区別がつかない等の状態で、殺人や放火など重大な、他人に害を及ぼす行為を行った人の社会復帰を支援しています。精神保健福祉士等の資格を持つ社会復帰調整官は専門家として、対象となる人の処遇にかかわり、本人の社会復帰に向けた地域支援のコーディネーター(調整役)を務めています。

社会復帰調整官のやりがい

精神の障害のために人間関係をうまく築けず治療や仕事が続かないなど、精神の障害を持つ多くの人に

社会復帰調整官の仕事内容

全国50か所の保護観察所では、平成16年度から社会復帰調整官を配置して、精神の障害のために善悪の区別がつかない等の状態で、殺人や放火など重大な、他人に害を及ぼす行為を行った人の社会復帰を支援しています。精神保健福祉士等の資格を持つ社会復帰調整官は専門家として、対象となる人の処遇にかかわり、本人の社会復帰に向けた地域支援のコーディネーター(調整役)を務めています。

国民のみなさんに対するメッセージ

精神の障害を持つ上に、他人に害を及ぼす行為を行ってしまった人が社会復帰し地域社会で生活するには、本人の努力だけでなく、多くの協力者が必要です。一人でも多くの方に精神の病気を理解していただき、誰もが安心して生活できる社会にしていきたいと考えています。

仕事をしながら、嬉しかったこと、苦労したこと

本人の支援には、きめ細かい対応や長い時間、多くの関係機関との連携が必要ですが、福岡保護観察所(本庁)の社会復帰調整官は、現在一人です。そのため、社会復帰調整官

デイケアセンター

あかれんがのスポットライト

守られていますか？あなたの人権

人権擁護委員制度をご存知ですか？

毎年六月一日は、「人権擁護委員の日」です。

今年も、この日を中心に、全国の人権擁護委員があなたの街で人権啓発活動に取り組みました。今回は、全国の市町村で民間の立場から人権擁護活動を行っている人権擁護委員についてご紹介いたします。

「人権」って何？

人権とは、人間が人間らしく生きる権利で、あらゆる人が生まれながらに持つ権利であり、日本国憲法ですべての国民に保障されているものです。人権は、難しいものではなく、誰もが心で理解し、感じることでできるものなのです。

人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、地域の住民の中から、人権問題に理解や熱意のある人たちが市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱（人権擁護委員の仕事をお願いすること）された人たちです。弁護士、教育者、婦人会役員など、さまざまな職業や経歴を有しています。全国すべての市町村で、約一四、〇〇〇人が活動しています。



啓発活動重点目標・人権擁護委員制度周知ポスター

人権擁護委員の活動ってどんなもの？

人権に関する相談を受けたら、学校や公民館で人権教室を開いて命や思いやりの心の大切さを訴えかけるための活動を行っています。小学生を対象とした「人権の花運動」、中学生を対象とした「人権作文コンテスト」

の取組は、どちらも約二五年間続いています。

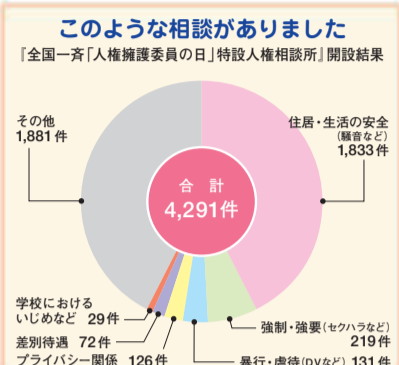
また、人権擁護委員の中から、いじめや体罰、児童虐待など子どもの人権問題を専門的に扱う「子どもの人権専門委員」が選任され、特に、手紙で相談を受け付ける「子どもの人権 SOS ミニレター」を学校で配布したり、送られてきたミニレターに返事を書くなど、様々な活動を行っています。



ある日の「人権教室」
人権擁護委員手づくりの絵本を手に真剣な表情でお話を聞く子どもたちと人権擁護委員さん

人権に関する相談ってどんなものがあるの？

夫からの暴力や離婚問題など家庭内のもめごと、騒音など近隣のトラブル、学校におけるいじめ、体罰問題など、身近



ひとりで悩まず相談してね。
●子どもの人権110番
0120-007-110
●女性の人権ホットライン
0570-070-810
●インターネットによる人権相談受付システム
http://www.moj.go.jp/sitemap.html#mado



人権イメージキャラクター 人KENまるもる君・人KENあゆみちゃん

人権擁護委員制度っていつできたの？

法務省に人権擁護局が設置された昭和二十三年に、弁護士や人権擁護に理解のある有識者など約一五〇人でスタートしました。その理由は、「基本的人権」は、国民一人一人の努力や民間人の協力のもとに官民一体となって守り広めていくことが好ましいからです。

どうして六月一日が「人権擁護委員の日」なの？

昭和二十四年六月一日に「人権擁護委員法」が施行され、これを記念して「人権擁護委員の日」と定められました。

今年の「人権擁護委員の日」の活動は？

全国各地約二、六〇〇か所で「全国一斉特設人権相談所」を開き、地域住民の皆様からの相談に応じました。人権擁護委員のみならず、これからも地域住民に信頼される活動を地道に続けていきたい。大いに人権擁護委員制度を活用してほしい」と話しています。

訟務とは？

訟務事務の内容を紹介します。

もし、みなさんがお持ちの土地に、他人が勝手に建物を建ててしまったり、立ち退きを求められて出ていかなくてはならぬ、どうしたらよいでしょうか。裁判などの法的手段によって問題を解決するため、弁護士に依頼しようと思われませんか。

●法廷の様子

訟務とは、どんな仕事？

訟務とは、国の利害に関係のある争いごとについて、国の立場から裁判所で主張・立証の活動などを行うことをいいます。このように仕事を訟務事務といいますが、争いごとには、民事に関する裁判と行政に関する裁判があります。

「訟務」とはどんな仕事？

訟務組織の職員は、国や行政機関の代理人として裁判所の法廷で相手方弁護士等と対峙して訴訟活動を行っています。具体的には、紛争の事実関係を把握し、法律や判例、文書などを調査して、法的な主張として構成したものを、国の主張として裁判所で主張します。また、その主張を裏付けるための証拠を収集して裁判所に提出します。

このほか、国や公共団体の行政機関が抱える争いごとや争いになる可能性のある事案について、その行政機関に法的な見解を示すことにより紛争を未然に防止すること（「法律意見照会」と呼んでいます。）も重要な仕事です。

訟務組織はどこにあるの？
訟務事務を担当する組織として、法務省の大臣官房訟務部門、法務局訟務部、地方法務局訟務部門があります。

例えば、国有地が不法に占拠された場合、どのようにして解決していくの？
不法占拠された国有地を管理する行政機関から事件の解決を依頼された法務局訟務部、地方法務局訟務部門では、土地の明渡しを求め訴えを裁判所に提起します。

裁判所が国の主張を認める判決をするとならぬの？

判決の言渡しがされると、相手方は土地を明け渡さなければなりません。もし、相手方が判決に従って土地を明け渡さないときは、裁判所に判決に基づく強制執行を求めていきます。

訟務制度はいつからあるの？

今日のような訟務制度は、戦後、日本国憲法の施行や国家賠償法の制定に伴い、国民と国との間の法律上の紛争の適正な解決を図ることによって、法律による行政の実現を目的として、昭和二十三年二月十五日に創設されました。

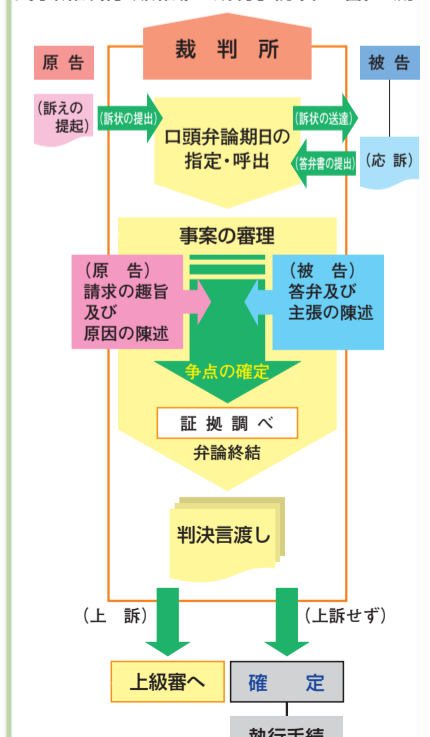
どんな人が働いているの？

検事や訟務官などが仕事をしています。

平成19年4月1日から、訟務広報官が設置されました

裁判における国の主張は、しばしば、わかりにくいと指摘されてきました。争点が多かったり、内容が複雑である場合が多いので、国が裁判所に出す書類が大量になってしまうことも影響していると考えられます。しかし、裁判における国の主張は、国民に広く知っていただく必要があります。もし裁判に負けて、損害賠償金を支払うことになれば、それは税金から支払われることになるからです。そこで、平成19年4月1日から、裁判における国の主張をわかりやすく説明するために、「訟務広報官」が設置されました。既に、法務省ホームページに、「国に関する訴訟情報」のサイト (http://www.moj.go.jp/KANBOU/SHOMU/SOSHOJOHO/soshojyoho.html) を設けたところ。今後も、裁判における国の主張をわかりやすく説明するため、情報を発信していきます。

民事訴訟(行政訴訟)の裁判手続(第一審)の流れ



検事や訟務官になるには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

訟務官になるには、法務事務官となつて法務局訟務部、地方法務局訟務部門に配属される必要があります。法務事務官には、国家公務員試験に合格した者が、法務局で採用されることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

検事や訟務官など仕事をするには、どうすればいいの？
検事には、司法試験に合格し、司法研修所及び裁判所・検察庁・弁護士会において司法修習を受け、司法研修所を卒業した人になることができます。また、平成18年度からは、新たな司法試験制度が実施されることになり、この新たな制度では、法科大学院(ロースクール)課程の修了者が新司法試験に合格し、司法修習を終えることにより、検事になることができます。

れんが博士のQ&Aコーナー
お答えします
「公安調査庁」について

Q 公安調査庁はどのような業務を行っているのですか？
A 公安調査庁は、テロ組織など、暴力で自分たちの主張を押し通そうとする団体などから、国と国民の安全を守る仕事を行っている行政機関です。例えば、過去に多くの人々を無差別に殺害したオウム真理教という団体に対し、二度と同じことを起こさせないよう調査しています。また、国際テロや北朝鮮の動きなど、日本の安全にかかわる国内外の情報の収集に力を入れています。

Q 収集された国内外の情報は、どのように活用されているのですか？
A 公安調査庁では、調査において収集した情報・資料を、必要に応じて関係機関に提供することによって、政府の施策に役立てています。また、毎年末に国際情勢や国内の公安動向をまとめた「内外情勢の回顧と展望」を発表しているほか、定期的に世界のテロリズムの動きについてまとめた「国際テロリズム要覧」を発表しています。

Q 調査をする上での危険はないのですか？
A 調査をするに当たっては、綿密な打合せを行った上で組織的に行動するので危険が及ぶことは極めて少ないと言えます。公安調査官の仕事は地味で脚光を浴びることはありませんが、国民の皆さんが平和で安心して暮らせるように日々奮闘しています。

「赤れんがまつり」を開催!

《みんなで奏でる司法のハーモニー》をテーマに、法務省と最高検察庁は、6月3日(日)、省内を一般開放し、広報イベント「赤れんがまつり」を開催しました。

このイベントは、2年後に始まる裁判員制度や日本司法支援センター(愛称「法テラス」)などの司法制度改革、法務行政を楽しみながらみなさんに知ってもらおうと実施したものです。「赤れんがまつり」の開催は、昨年秋(9月30日、10月1日)以来、今回で2回目となります。約二、五〇〇人が来場し、各会場「コーナー」とも熱気にあふれ、大盛況なイベントとなりました。

メイン会場となった大会議室は、フリーアナウンサーの伊藤奈穂子さんの総合司会でスタートすると、すぐに満員となり、各催しとも大勢の立見の人が出るほどでした。

午前は、建築史家・建築家として著名な東京大学教授・藤森照信さんが「法務省赤れんが建築誕生記」と題し、赤れんがが棟誕生までの経緯等について講演をいたしました。

午後からは、但木敬一検事総長の「検事総長と語るろう会」、「模擬裁判—みんなで判決—」、「落語—どうなる裁判員裁判」と続きました。

但木総長は「日本人と司法参加」についてユーモアあふれる話をしました。続いてヴォーカリスト・鈴木重子さんとのトークショーを行い、息のあった二人の話は、最近の拳銃乱射事件から日本の文化、歴史にまで及びました。



検事総長と語るろう会の様子

模擬裁判では、お酒を飲んで自動車運転した男性が死亡事故を引き起こしたという危険運転致死事件を題材にしました。被害者遺族役の女性職員が涙を流して訴えるなど、どの出演者も迫真の演技で、会場の人は泣いたり笑ったりと大いに盛り上がりました。判決は、裁判長役が会場の意見を聴いた上で懲役8年を言い渡しました。最後に、被告人役や証人役が現職検事らだと紹介されると、会場は驚きと笑いに包まれました。



模擬裁判の様子



鈴木重子コンサートの様子

宇都宮地裁所長・園尾隆司さんの落語は今回の目玉のひとつで、師匠の三遊亭圓橋さんも会場に来てくれました。「裁判官はその生活実態が分からないというので、生きた化石といわれてきた」などと風刺を込めた、笑いはだしの噺に会場は爆笑の連続でした。

ヴォーカリスト鈴木重子さんのコンサートでは、優しい歌声で「イマジジン」や「ブリッジ」などの曲を披露して魅了し、アマチュアバンド・シーサイドブリーチによるジャズコンサートなどの演奏ともども、大人気でした。

身近な法的トラブル、法テラスで解決への道案内をいたします

法テラス(日本司法支援センター)では、昨年10月の業務開始以降、法的トラブルについて日々たくさんのお問い合わせをいただいております。コールセンターや各地の法テラス事務所窓口で、電話や面談を通じてトラブル解決のための「道案内」を行っております。

法テラスのことをもっと多くの方に知っていただきたい、そんな思いを込めて、「道案内」の現場についてご紹介します。

まずは、0570-078374 法テラス・コールセンターまで

また、刑務所で受刑者に出されている食事を体験できるコーナーや、法テラス・コールセンターをデモンストレーションを行いながら紹介するコーナー、慶應義塾大学教授・電信彦さんによる法務史料説明、当省OB等による赤れんが棟説明、手錠、防弾チョッキや逮捕状などが展示された検察庁の模擬取調室見学など盛りだくさんの催しでした。

そのほかの主なイベント

- 登記所備付地図作成作業紹介コーナー
- 模擬法廷写真撮影コーナー
- 人KENまもるくん・人KENあゆみちゃんとのふれあい(人権啓発コーナー)
- バイオメトリクスを活用した上陸審査モデルのデモンストレーション
- 東京入国管理局・巡回指導パトロール車/東京地方検察庁・緊急車両 展示
- Masayaコンサート
- 赤れんが棟フォトコンテスト



コールセンターの様子

法テラス・コールセンターの利用方法

法的トラブル解決のための情報は

0570-078374

*PHS・IP電話からは03-6745-5600

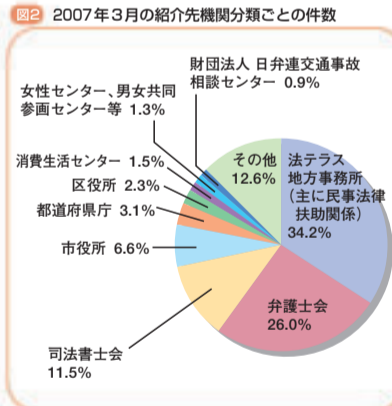
犯罪被害に関する相談は

0570-079714

*PHS・IP電話からは03-6745-5601

●[0570]はナビダイヤルの番号です。固定電話からであれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。

●携帯電話からは20秒10円程度、公衆電話からは1分10円となります。



2007年3月の問合せ内容(相談分野の上位20位まで)

| 相談分野 | 件数 | 割合 |
|--------------|------|-------|
| 大分類 | | |
| 金銭の借り入れ | 2828 | 23.14 |
| 男女・夫婦 | 558 | 4.52 |
| 相続・遺言 | 410 | 3.32 |
| 民事法律扶助 | 514 | 4.16 |
| 借地・借家 | 295 | 2.38 |
| 金銭の貸し付け | 298 | 2.39 |
| その他(生活上の取引) | 222 | 1.79 |
| 各種裁判手続 | 223 | 1.79 |
| 犯罪被害者 | 116 | 0.93 |
| 情報提供 | 124 | 1.00 |
| 高齢者・障害者 | 84 | 0.67 |
| 賃金・退職金 | 125 | 1.00 |
| 損害賠償 | 112 | 0.90 |
| 子ども | 60 | 0.48 |
| 隣地との関係 | 75 | 0.60 |
| 不動産取引 | 60 | 0.48 |
| 不動産登記 | 60 | 0.48 |
| その他(犯罪・刑事事件) | 78 | 0.62 |
| 不動産の取得 | 70 | 0.55 |
| その他の法律事務 | 69 | 0.55 |

コールセンターだけでなく、全国都道府県にある法テラス事務所でも、専門の職員がお問い合わせをお受けしています。ここでは、各地域にある相談機関と直接に連携しており、複雑なお問い合わせについても、より丁寧な対応が可能となっています。特に、電話だけではなく、法テラス事務所での面談も実施しており、地域の実情を熟知した上での「顔の見える」道案内を行っています。

案内を行っています。お近くの法テラス事務所にも、どうぞお気軽にアクセスしてください。

「犯罪被害者支援の窓口情報提供員として」法テラス東京 松本美枝子さん

「犯罪被害者支援の窓口情報提供員として」法テラス東京 松本美枝子さん

「犯罪被害者支援の窓口情報提供員として」法テラス東京 松本美枝子さん

インフォメーション Information

★平成19年度人権啓発フェスティバル(福島会場)が開催されます

人権ミュージカル、講演会、人権啓発パネル展のほか、郷土芸能の発表や物産展など盛りだくさんの催物を通じて、来場者の方々に人権を身近なものとして考えていただくことを目的とするイベントです。

(日時)平成19年10月7日(日)・8日(月)

(場所)ビッグレットふくしま(福島県郡山市)

(主催)法務省、文部科学省、福島県、(財)人権教育啓発推進センターほか

★緊急地震速報が、今秋スタートします

「緊急地震速報」は、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に、強い揺れが来ることをお知らせすることを旨とする新しい制度です。

詳しくは、気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp> をご覧ください。

★平成19年度入国警備官採用試験

| 期日 | 概要 |
|-----------|-------------------------------|
| 受付期間 | 平成19年7月24日(火)～平成19年8月7日(火) |
| 第1次試験 | 平成19年9月30日(日) |
| 第1次試験合格発表 | 平成19年10月17日(水) |
| 第2次試験 | 平成19年10月24日(水)～平成19年10月25日(木) |
| 最終合格発表 | 平成19年11月15日(木) |

★4月10日は法テラスの日です。

日本司法支援センター(愛称:法テラス)は、法人が設立された4月10日を「法テラスの日」と定めています。本年は、法人設立1周年を記念して、東京地方事務所を始めとする全国31ヶ所の地方事務所街頭宣伝活動等が行われました。

法的なトラブルでお困りのときには、日本司法支援センター(愛称:法テラス)へお電話ください。解決に役立つ情報を無料で提供いたします。

おなやみなし 0570-078374

なぐことないよ 0570-079714

平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

詳しくは法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp> をご覧ください。